## 京都市からのお知らせ

こごみちゃん



紙類をはじめ、リサイクルできるものの分別義務など,

ごみ半減をめざす

# 「しまつのこころ条例」が

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

平成27年10月からスタート!

京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、ピーク時から4割以上を削減。 ありがとうございます。

### 1 分別の義務化

次のリサイクルできるごみなどについては、必ず分別して出してください。

#### 定期収集している資源物

- 缶、びん、ペットボトル
- プラスチック製の 「容器」と「包装」
- 小型金属類,スプレー缶

#### リサイクルできる紙類

- 新聞, ダンボール
- チラシ・雑誌などの 雑がみ
- 紙パック

#### 大型ごみ

家具など

### ① 紙類 ⇒ 分別してリサイクル

社、マグル用

種類別に, 紙袋に入れるなどして, 次の方法で出してください

■ 紙類の例



チラシ・カタログ



維誌



●封筒・はがき





台紙・画用組



カレンタ・

●メモ用紙・ コピー用紙

- 紙類の回収の仕組み

雑がみについて、12の出し方が難しい場合は…

- ⑤ 小型金属類·スプレー缶の定点収集日と同じ日時(月1回)・同じ場所にお出しください。
  - ・ 資源物回収マップ 検索 で持込み先を探すこともできます。



### ② プラスチック製の「容器」と「包装」 → 資源ごみ用の袋で分別・リサイクル

■ このマークが月印!



「プラマーク」がついたプラスチック製の「容器」と「包装」は, 透明の京都市家庭ごみ収集用指定袋「資源ごみ用」に入れてください。

■ プラスチック製「容器」「包装」の例

●トレイ類

●ボトル類



●カップ類

●キャップ類

緩衝材(発泡スチロールなど)









# 2 ごみを出さないライフスタイル



環境に最も良いことは、そもそもごみを出さないことです。ごみになるものを作らない・買わない「リデュース(発生抑制)」再使用する「リユース(再使用)」の2Rの取組にご協力をお願いします。

◎ 実施義務:必ず取り組んでください。

○ 努力義務:可能なかぎり取組に努めてください。

主な取組の例

分野	市民の皆様	事業者の皆様
ものづくり	○ 充電池やLED等の 環境にやさしい製品の使用	製造者の皆様は… ② 充電池やLED等の 環境にやさしい製品のPR (本市の啓発活動への協力)
食	〇 食べ残しをしない食事の実践	飲食業者の皆様は… ◎ 食べ残しをしない食事のPR
ごみになるものが 少ないお買い物	<ul><li>ごみになるものが少ない製品の 購入</li><li>レジ袋をもらわない</li></ul>	小売業者の皆様は… ◎ 購入者へごみになるものが 少ない製品の購入をPR ◎ 購入者へレジ袋の要否や 必要最小限の枚数を確認
ごみになるものが 少ないイベント	〇 イベント参加時のごみの分別排出	イベント主催者の皆様は… ◎ ごみを分別して排出できる 環境の整備
観光等	観光客の皆様は… 〇 宿泊施設でのごみの分別排出	ホテル・旅館業者の皆様は…
大学•共同住宅等	◎ ごみの分別排出	大学の皆様は… ② 学生への分別ルール等の啓発 共同住宅管理者等の皆様は… ② 居住者への分別ルール等の啓発

詳しい内容については、 市民しんぶん6月1日号(全市版)、6月15日号(区版)をご覧ください。

この印刷物は、十分お読みいただいた後は、コミュニティ回収や古紙回収などにお出しください。



#### 京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階 TEL:075-213-4930 FAX:075-213-0453 平成27年6月発行京都市印刷物第274225号

ごみの出し方に関する詳しいお問合せは,まち美化推進課(TEL:075-213-4960) またはお近くのまち美化事務所・エコまちステーションへ